

Inter Area VC個別規定

BBIX株式会社

第1章 総則

第1条（適用範囲）

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このInter Area VC個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、Inter Area VCを提供します。Inter Area VCのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCXドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてInter Area VCの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条（定義）

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Inter Area VC利用者」とは、Inter Area VC利用契約を締結した者をいいます。
2. 「Inter Area VC利用契約」とは、本個別規定に基づきInter Area VC利用者と当社の間で成立するInter Area VCの利用に関する契約をいいます。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の条件）

Inter Area VC利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条（利用契約の単位）

当社は、1つのリソースごとに1つのInter Area VC利用契約を締結します。

第5条（利用契約の成立）

1. Inter Area VC利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Inter Area VC利用契約は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をInter Area VC利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. Inter Area VC利用契約の成立以降、当該Inter Area VCを利用できるものとします。

第3章 Inter Area VCの提供

第6条（Inter Area VCの提供範囲）

当社は、Inter Area VC利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Inter Area VCを提供するものとします。

第7条（利用帯域の制限）

1. 当社は、Inter Area VC利用者が申告した利用帯域を常に利用できることを保証しません。
2. 当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもInter Area VC利用者のトラフィックが利用帯域を超過または不足した事によってInter Area VC利用者が発生する不利益等について責任を負わないものとします。
3. 当社は、Inter Area VCの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにInter Area VC利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第8条（SLAの非設定）

Inter Area VCについては、当社はService Level Agreement (SLA)を設定しません。

第4章 利用料金

第9条（利用料金及び利用料金の計算方法）

1. Inter Area VCの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Inter Area VC利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. Inter Area VCの利用料金の課金終了日は、Inter Area VC利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. Inter Area VC利用契約がInter Area VC利用者による解約以外の方法で終了した場合、Inter Area VCの利用料金の課金終了日はInter Area VC利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

第5章 Inter Area VC利用契約の終了

第10条（Inter Area VC利用者による解約）

1. Inter Area VC利用者がInter Area VC利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込むものとします。
2. Inter Area VC利用契約は、前項に従って行われたInter Area VC利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をInter Area VC利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。

第11条（専用コントロールパネルの利用契約終了による終了）

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Inter Area VC利用契約は自動的に終了します。

第12条（利用契約終了後の取扱い）

Inter Area VC利用契約の終了時点で存在するInter Area VC利用者の一切の債務については、Inter Area VC利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

（2025年 10月 3日 制定実施）